

1

特定経路等

●基本的考え方●

共同住宅等の敷地の接する道等から各住戸に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路を、多数の者が円滑に利用できる経路とする。また、各住戸から障がい者用駐車区画に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路についても、多数の者が円滑に利用できる経路とする。

整備基準

整備基準	
遵守基準	
(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から障がい者用駐車区画までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。	(1) 同左
(2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、8の項〔便所（トイレ）〕の（3）ウに掲げる構造の車椅子使用者用便房車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等全ての人々が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）又は障がい者用駐車区画を設ける場合においては、別表第4〔I建築物（共同住宅等以外）の遵守基準〕のうち高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。	(2) 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等、8の項〔便所（トイレ）〕の（3）ウに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画を設ける場合においては、別表2〔I建築物（共同住宅等以外）の整備基準〕のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。
(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	(3) 同左

■整備基準の解説

(1) 特定経路等

●道等から特定少数の者が利用する居室である共同住宅等の各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から障がい者用駐車区画までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（特定経路等）として整備する。

→【図 1.1】参照

(2) 移動等円滑化経路等の適用

- 集会室など居住者が共用で利用する居室等、共用便所（車椅子使用者用便房を備えたもの）、障がい者用駐車区画がある場合は、道等から集会室などの利用居室（等）までの経路や共用便所から集会室などの利用居室（等）（利用居室（等）がない場合は、道等）までの経路は、「I建築物（共同住宅等以外）」の整備基準の移動等円滑化経路等となる。
- 特定経路等が移動等円滑化経路等と重複する場合は、特定経路等の基準は適用しない。

(3) 段差の禁止

●特定経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、特定経路等上に階段や段差がある場合には、特定経路等の基準に適合した傾斜路、エレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。

→【図 1.2】参照

8 便所（トイレ）

●基本的考え方●

全ての人が快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。

便所には規模や便所設置階を踏まえ、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房）を必要な数以上設置するほか、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、車椅子使用者用便房に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房とはせず、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 【図 8.1】参照）

整備基準

整備基準	
遵守基準	
(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 同左
ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。ただし、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の共同住宅等に設ける便所の数については、この限りではない。	ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの	(ア) 同左
(イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	(イ) 同左
イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。	イ 同左
ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ウ 同左
(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設けなければならない。	(2) 同左
(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下(1)において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使	(3) 同左

<p>用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)から(エ)までに掲げる場合は、この限りでない。</p>	
<p>ア 便所設置階の床面積が 10,000 m²を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。</p>	ア 同左
<p>(ア) 便所設置階の床面積が 10,000 m²を超え 40,000 m²以下の場合 2</p>	(ア) 同左
<p>(イ) 便所設置階の床面積が 40,000 m²を超える場合 当該床面積に相当する数に 1/20,000 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	(イ) 同左
<p>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>	イ 同左
<p>(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p>	(ア) 同左
<p>(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</p>	(イ) 同左
<p>(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれに定める場合</p>	(ウ) 同左
<p>a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 m²を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p>	a 同左
<p>b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 m²を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p>	b 同左
<p>(エ) 床面積が 1,000 m²未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1,000 m²未満の階の床面積の合計に 1/1,000 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）（1,000 m²未満の便所設置階（車椅</p>	(エ) 同左

<p>子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)の本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合</p>	
<p>ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。</p>	<p>ウ 同左</p>
<p>(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。</p>	<p>(イ) 同左</p>
<p>(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p>	<p>(ウ) 同左</p>
<p>(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p>	<p>(エ) 同左</p>
<p>(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p>	<p>(オ) 同左</p>
<p>(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、オストメイト対応汚物流し等を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。</p>	<p>(4) 同左</p>
<p>—</p>	<p>(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造としなければならない。</p>
<p>—</p>	<p>ア 床面には、段差を設けないこと。</p>
<p>—</p>	<p>イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。</p>
<p>—</p>	<p>ウ 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。</p>
<p>(5) (2)から(4)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。</p>	<p>(6) (2)から(5)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p>

■整備基準の解説

◆便所全般

- 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備は、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるよう、便所内に分散して配置するよう配慮する。→【図 8.1】参照
- 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。→【12 標識】参照
- 原則、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階（【解説 8.1】の①～④を除く）の数以上、便所を設ける。設置にあたっては特定の階に偏ることなく設け、その利用に支障が生じない位置に設ける。→【解説 8.1】参照

床面

- 水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

◆車椅子使用者用便房

設置数

- 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。（以下①②を除く）→【解説 8.3】参照
- ①地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合。
- ②当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- 階の床面積によって、車椅子使用者用便房の必要設置数は以下のとおりとする。
- ③10,000 m²を超える階（大規模階）を有する場合。
- ・10,000 m²を超え、40,000 m²以下の階 ⇒各階 2 以上設置
- ・40,000 m²以上の階
⇒ [大規模階の床面積の合計] ÷ 20,000（端数切り上げ）以上設置
- ④1,000 m²未満の階（小規模階）を有する場合。
- ・[小規模階の床面積の合計] ÷ 1,000（端数切り捨て）以上設置
- ・なお、小規模階のみで構成されており、かつ、小規模階の床面積の合計が、1,000 m²未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。→【解説 8.4】参照

出入口

- 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。
- 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。また、車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。→【図 8.2】
→【図 8.3】参照

戸

- 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。
- 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より容易である。
一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。
- 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。→【図 8.4】参照
- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。

その他の注意事項

- 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たってもけがをしにくい丸みを帯びているものとする。
- 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。
- 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。
- 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。
- 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。
- 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。
- 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。
- 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。

→【図 8.6】参照

→【図 8.5】参照

◆水洗器具

水洗器具

- 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。
- 便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に限って設置する。
- オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。
- ペーパーホルダーを設置する。

→【図 8.7】

【図 8.8】参照

→【12 標識】参照

◆一般便所

大便器

（床面）

- 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障がい者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。

（構造）

- 高齢者などの下肢機能の低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを選べる。

（手すり）

- 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。

→【図 8.9】参照

<p>小便器</p> <p>(構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男子用小便器のうち1以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが35cm以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 <p>(手すり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記の構造の小便器に手すりを設け、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ○小便器の手すりは胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取り付けることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80～90cm程度とする。 <p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示はJIS Z 8210を適用する。 	<p>→【図 8.10】参照</p> <p>→【図 8.10】参照</p> <p>→【12 標識】参照</p>
--	---

■望ましい整備

<p>「I 建築物（共同住宅等以外）」の望ましい整備に準ずる。</p>	<p>→ I 建築物 P54 参照</p>
-------------------------------------	-----------------------

【解説8.1】 多数の者が利用する階から除外する階

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階。
- ② 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階。
- ③ 多数の者が滞在する時間が短い階。
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階。（例：住戸のみの階）

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)
多数の者が利用する便所の設置イメージ	<p>※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数等ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする</p>	<p>※ 駐輪場のみ</p>
階数	5	5
多数の者が利用する階の数 (A)	5	5
除外する階の数 (B)	3	4
多数の者が利用する便所の必要設置数 ((A)-(B)の数)	2以上	1以上

【解説8.2】 便所の数の考え方について

- ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置されている場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする。
 - ※ 同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所と考える。
- ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置されている場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - ※ 男女1組に加え、男子用または女子用の便所を設ける場合は2箇所とする。
 - ※ 同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合、当該便所ごとに1箇所とする。

- ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置されている場合、当該便所ごとに1箇所とする。

多数の者が利用する便所の設置イメージ	<p>便所の箇所数 2 2 2 1 1</p>
多数の者が利用する便所の箇所数	8 (内訳：男女1、男子3、女子2、共用2)

【解説8.3】 車椅子使用者用便房の設置基準

《遵守》 多数の者が利用する便所を設ける階ごとに1以上設置。
ただし、以下の場合は除く。

- ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある場合。
- ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- ③ 多数の者が利用する部分の床面積が10,000㎡を超える階（大規模階）の場合。
- ④ 多数の者が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）の場合。（解説8.4参照）

	ケース1	ケース2 (①の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
多数の者が利用する便所設置階数	2	2
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	2以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所ずつ設ける必要がある。
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの多数の者が利用する便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

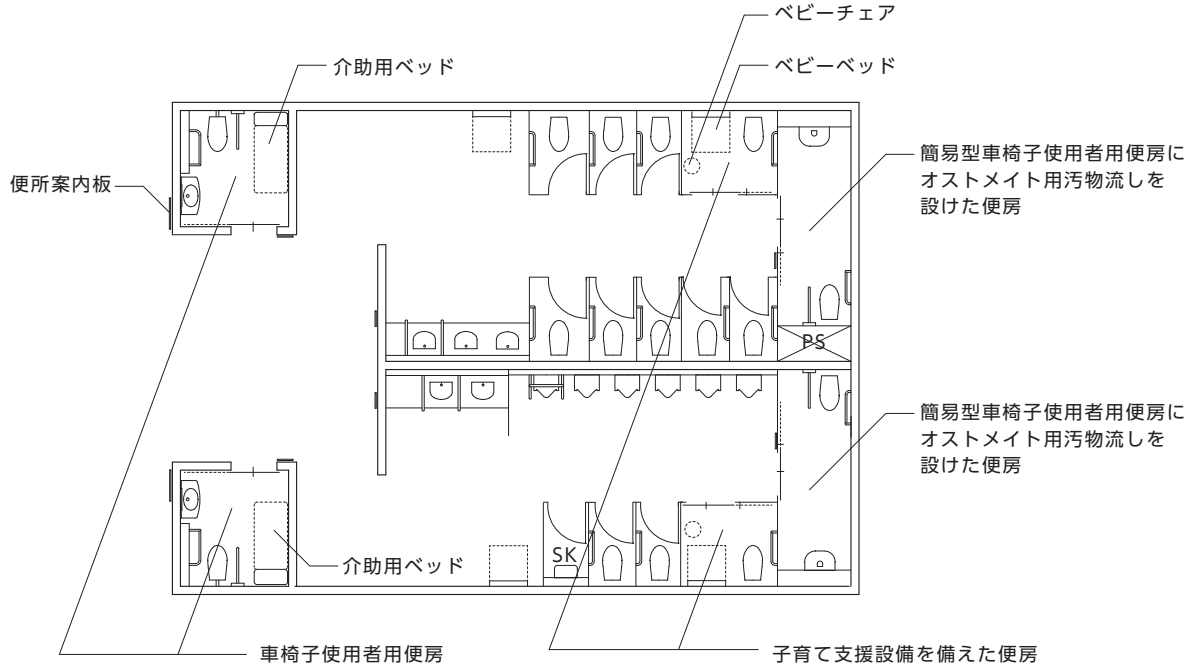
【解説8.4】 車椅子使用者用便房の設置基準（1,000㎡未満の階（小規模階）の場合）

	ケース 1 (600㎡/階 の場合)	ケース 2 (400㎡/階 の場合)
車椅子使用者用便房 の設置イメージ		
多数の者が利用する 部分の床面積	1,800㎡	800㎡
床面積から算定する 車椅子使用者用便房の 必要設置数数 (A)	$1,800\text{㎡} \times 1/1,000 = 1.8$ (1 未満切り捨て) ⇒ 1 以上	$800\text{㎡} \times 1/1,000 = 0.8$ (1 未満切り捨て) ※ただし、床面積に関係なく、 最低 1 以上必要 ⇒ 1 以上
多数の者が 利用する便所設置数 (B)	3	2
車椅子使用者用便房の 必要設置数 (A)と(B)の少ない方の数)	1 以上	1 以上

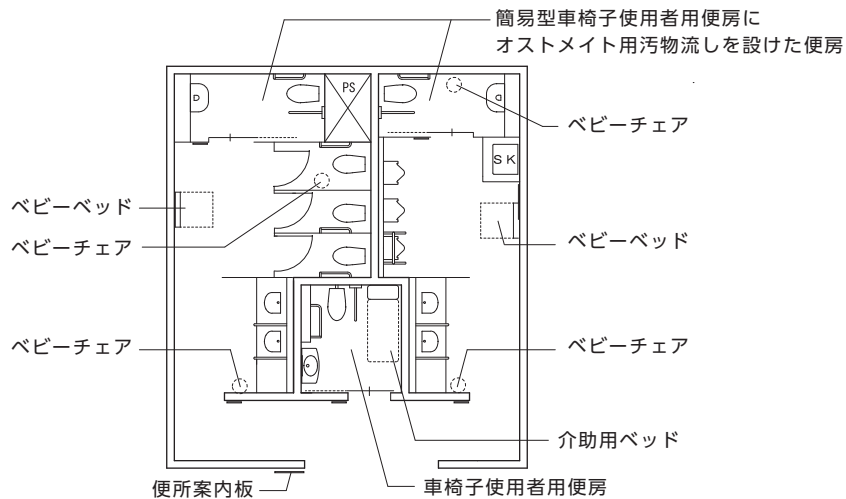
《 参 考 図 》

【図8.1】 機能分散に配慮した便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を設けた例



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



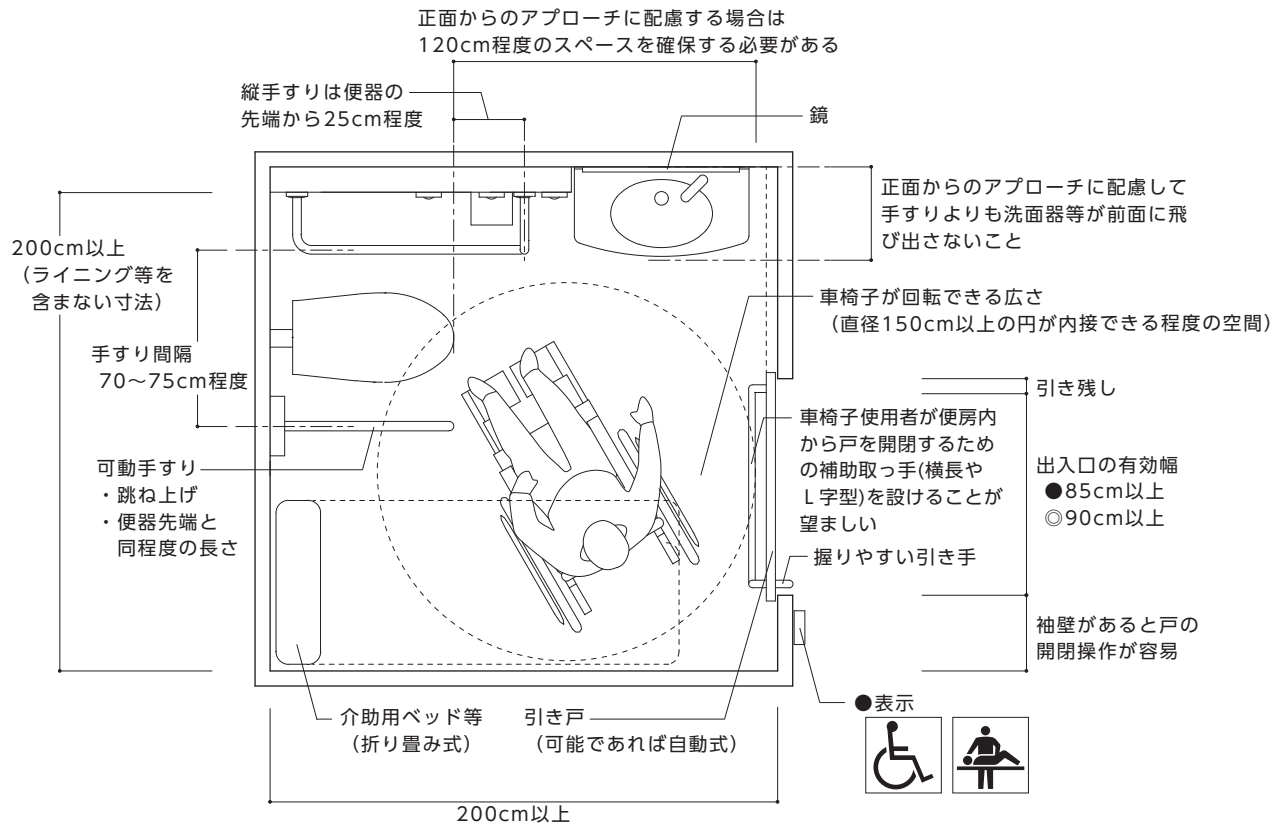
■便房設備の表示例

- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



《 参 考 図 》

【図8.2】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）

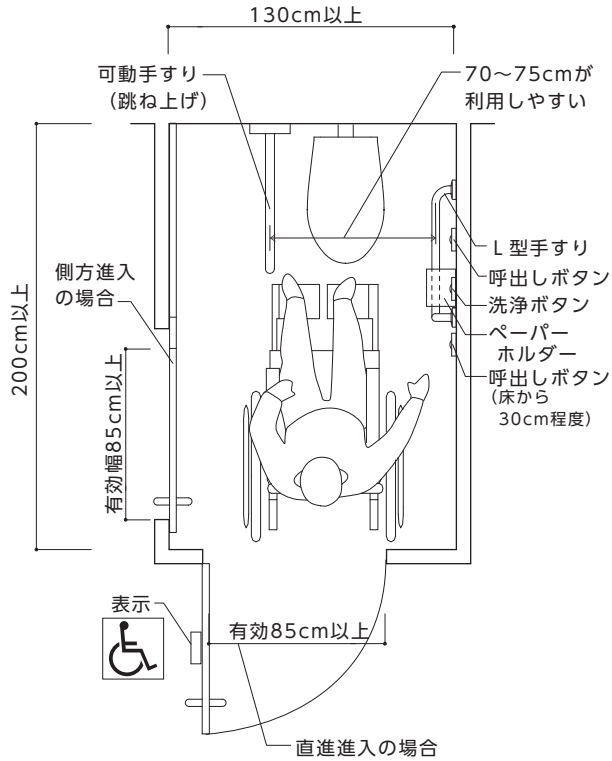


※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

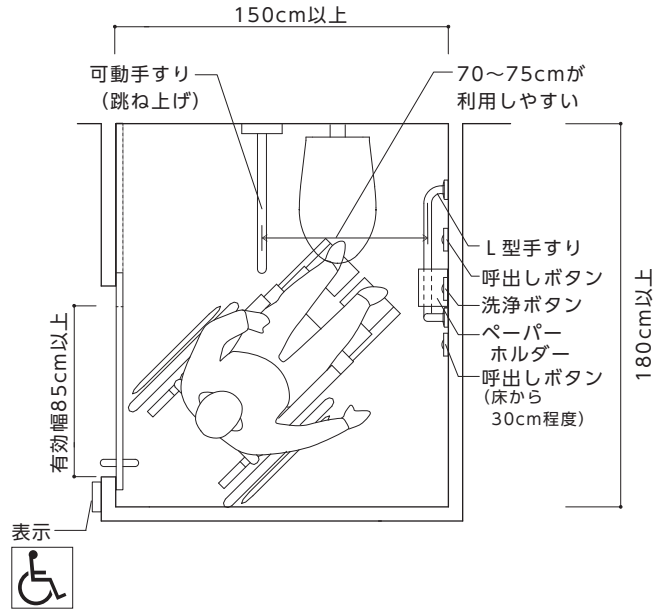
《 参 考 図 》

【図8.3】 簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

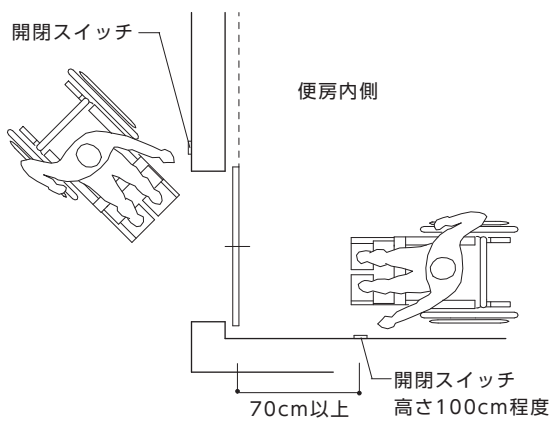


■側方進入の場合

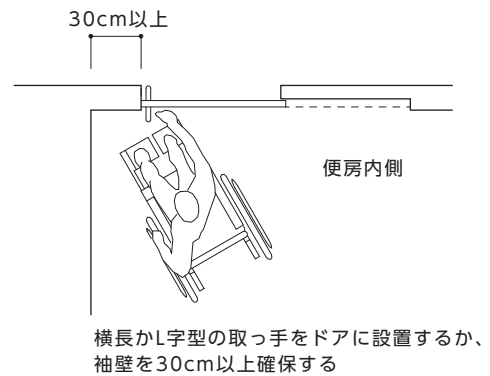


【図8.4】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア (引き戸) の場合

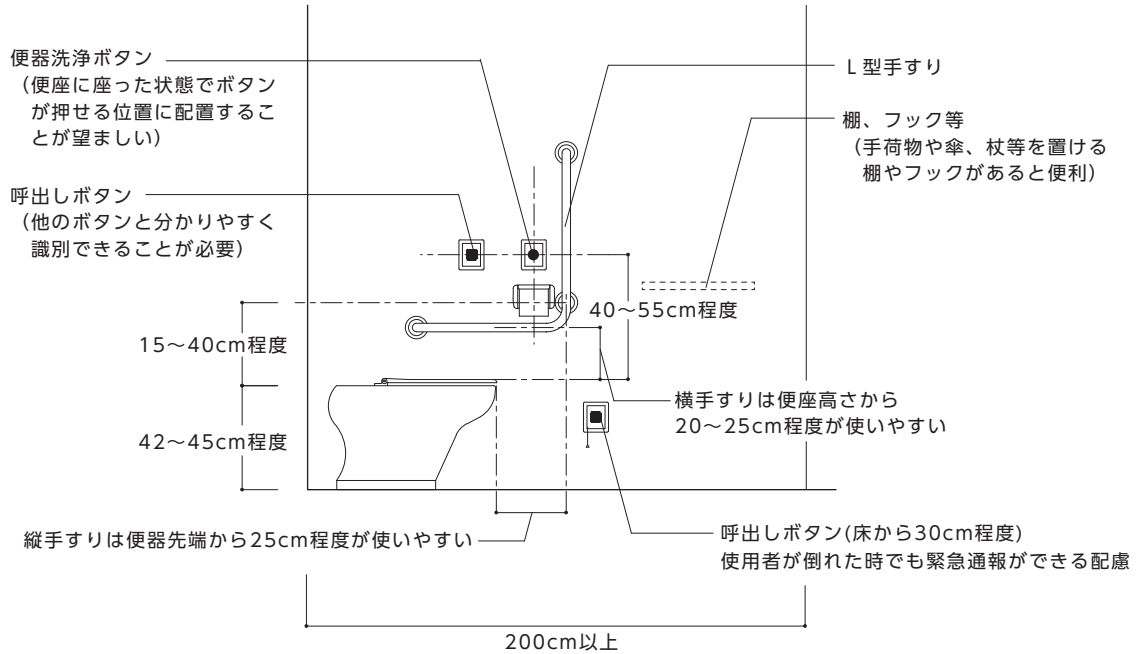


■手動ドア (引き戸) の場合



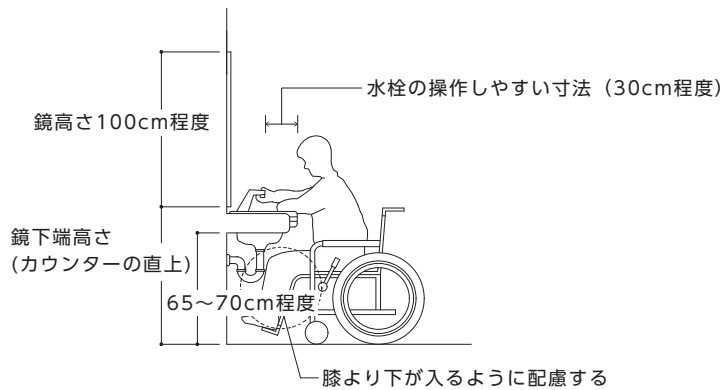
《 参 考 図 》

【図8.5】 ボタンの配置例



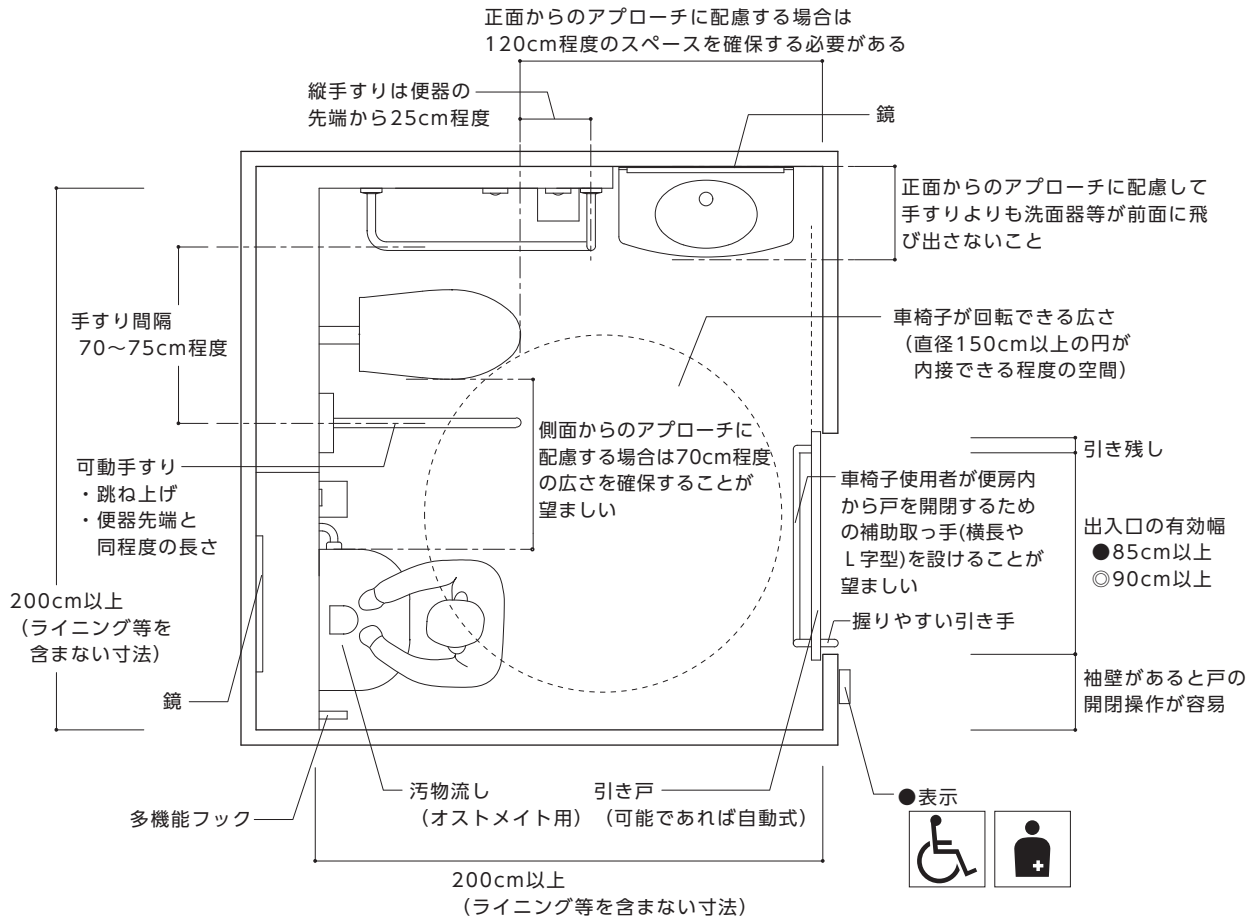
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図8.6】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台

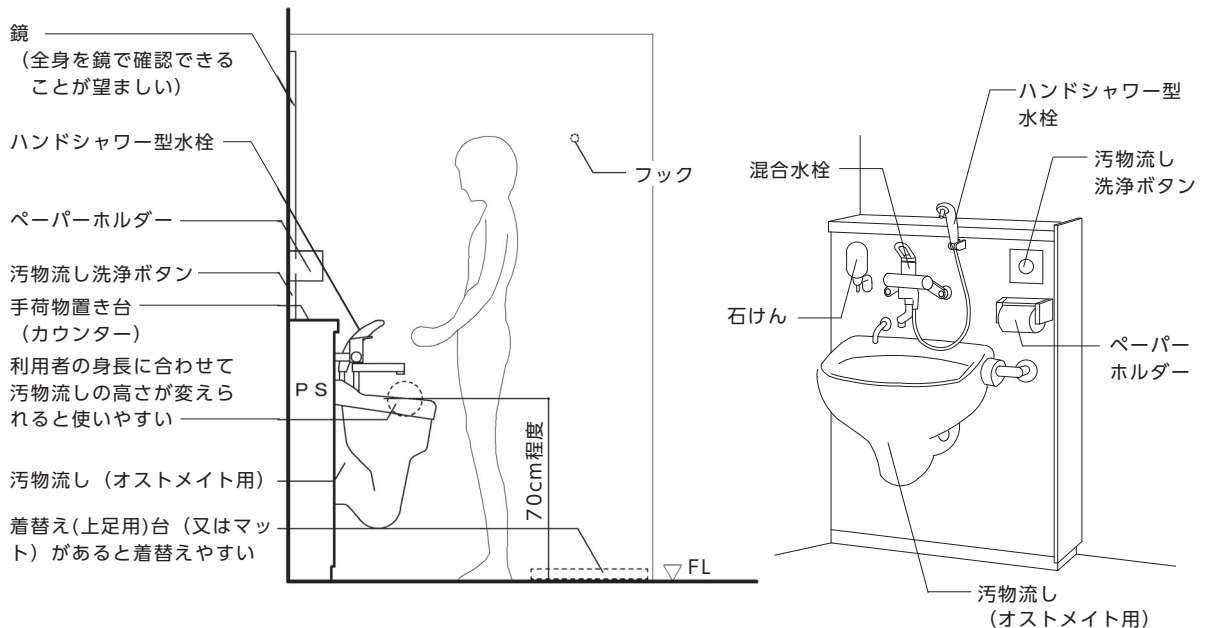


《 参 考 図 》

【図8.7】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

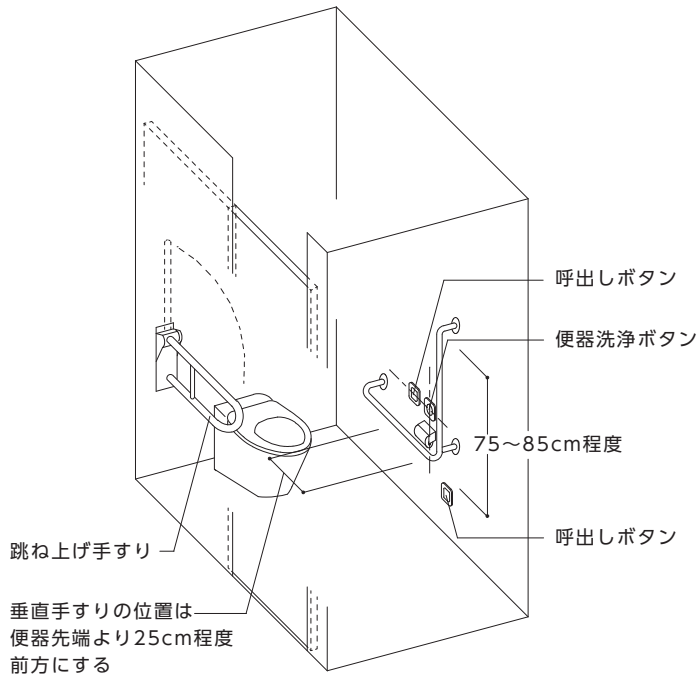


【図8.8】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

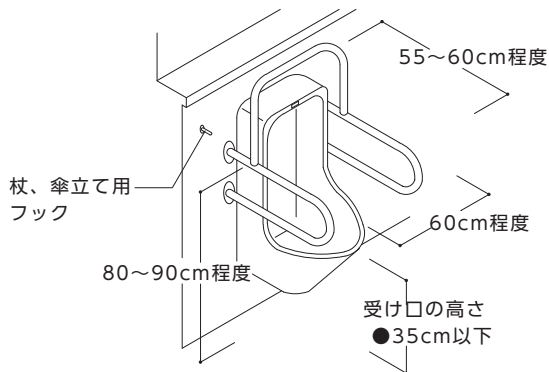
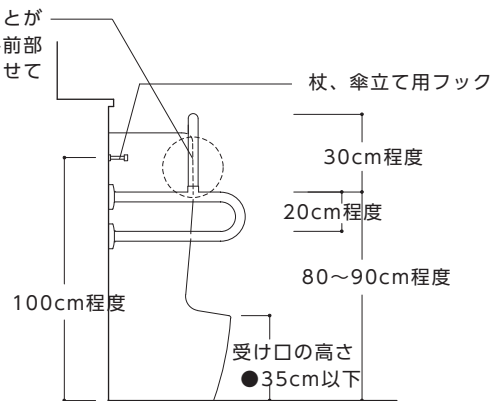
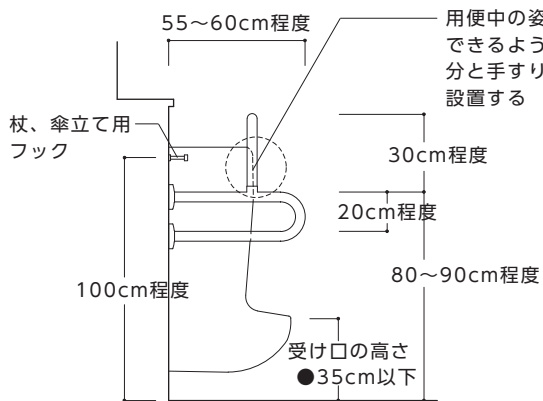
【図8.9】 大便器の手すりの例



【図8.10】 小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



●基本的考え方●

全ての建築物について、車椅子利用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い障がい者用駐車区画等を設置する必要がある。また、車椅子利用者等、必要としている方が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

整備基準

遵守基準

<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を設けなければならない。ただし、用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上2,000m²未満の共同住宅等に一の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、当該駐車場の駐車施設の数^アが1である場合においては、この限りでない。</p>	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を1以上設けなければならない。</p>
<p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	<p>ア 同左</p>
<p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数^イが200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p>	<p>イ 同左</p>
<p>(2) (1)の規定は、障がい者が多数の者が利用する駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p>	<p>(2) 同左</p>
<p>ア 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p>	<p>ア 同左</p>
<p>イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合</p>	<p>イ 同左</p>
<p>(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p>	<p>(ア) 同左</p>

<p>(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける障がい者用駐車区画の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの駐車場に設ける障がい者用駐車区画の総数）の合計数が(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上であること。</p>	<p>(イ) 同左</p>
<p>ウ 改修を行う場合であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の障がい者用駐車区画を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</p>	<p>ウ 同左</p>
<p>(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>a 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあつては、それらの駐車場に設ける駐車施設の総数。bにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	<p>a 同左</p>
<p>b 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p>	<p>b 同左</p>
<p>(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</p>	<p>(イ) 同左</p>
<p>(3) 障がい者用駐車区画は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>(3) 同左</p>
<p>ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。</p>	<p>ア 同左</p>
<p>イ 当該障がい者用駐車区画から多数の者が利用する居室（以下この項において「利用居室」という。）（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。（4）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>イ 当該障がい者用駐車区画から利用居室等（以下この項において「利用居室等」という。）（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。（4）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>(4) 多数の者が利用する駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合には、当該障がい者用駐車区画又はその付近に、当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>	<p>(4) 多数の者が利用する駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合には、当該障がい者用駐車区画又はその付近に、当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>

■整備基準の解説

(1) 設置数

- 多数の者が利用する駐車場とは、居住者用の駐車場を含めた共同住宅等に設けられる駐車場のことである。
- 障がい者用駐車区画を1以上設置する。
- 障がい者用部分の必要設置数の必要設置数は、【解説 11.1】を参照。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算した数に対して必要な障がい者用駐車区画の数を算定する。
- 建築物の改修の際に駐車施設を増設しない場合、駐車場全体で1以上の障がい者用駐車区画を設ける。
- ただし、延べ床面積が1,000m²以上2,000m²未満の共同住宅等の駐車場において、駐車区画を2以上設ける場合には、そのうち1以上に障がい者用駐車区画を1以上設けるものとする。

→【図 11.1】参照

(2) 機械式駐車場

- 出入口の部分に障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合の、障がい者用駐車区画の必要設置数は、【解説 11.3】を参照。
- 当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路（等）となるため、経路上に段差を設けない。

→【図 11.6】参照

(3) 構造

(有効幅)

- 障がい者用駐車区画は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものである。

→【図 11.2】参照

(経路)

- 障がい者用駐車区画から各住戸までの経路は、特定経路等とする。
- 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障がい者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。
- 障がい者用駐車区画から〔2 出入口〕の駐車場へ通ずる出入口への通路に段差を設けないことや、表面を滑りにくい仕上げとすることなどについての考え方は、〔10 敷地内の通路〕と同様である。

→〔1 特定経路等〕参照

→【図 11.4】参照

(4) 誘導表示

- 共同住宅等に集会室などの利用居室（等）を設けている場合は、障がい者用駐車区画の付近に当該利用居室（等）までの誘導表示をする。
- 誘導表示は、当該障がい者用駐車区画から利用居室（等）までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。
- 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。
- 一般用駐車スペースと区別するため、障がい者用駐車区画の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。（障がい者用駐車区画付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。）
- 障がい者用駐車区画に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。

→【図 11.5】参照

→〔12 標識〕参照

- 駐車場の進入口には、障がい者用駐車区画が設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障がい者用駐車区画に至るまでの誘導用の標識を設ける。

その他の注意事項

- 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。
- 障がい者用駐車区画は平置きを原則とする。~~やむを得ず、機械式駐車場とする場合においても、幅350cm以上確保しなければならない。~~
- 共同住宅等に集会室などの利用居室（等）を設けている場合は、障がい者用駐車区画から利用居室（等）までの経路は、移動等円滑化経路等としての整備が必要となる。

→1/100 程度の水勾配は許容

→P57コラム参照

■望ましい整備

「I 建築物（共同住宅等以外）」の望ましい整備に準ずる。

→ I 建築物 P107 参照

【解説11.1】 障がい者用駐車区画の設置基準

駐車施設の総数	1～50	51～100	101～150	151～200	201以上
障がい者用駐車区画の必要設置数	1以上	2以上	3以上	4以上	総数×1/100+2 (1未満は切り上げ)

総数×1/50 (1未満は切り上げ)

【解説11.2】 複数の駐車場を設ける場合

同一建築物に複数の駐車場を設ける場合、駐車施設の総数に対して必要な障がい者用駐車区画の数を算定する。

障がい者用駐車区画の設置イメージ	
駐車施設の総数	90+70+80+80=320台
障がい者用駐車区画の必要設置数	320台×1/100+2=5.2 (1未満切り上げ) ⇒ 6以上 ※駐車場①～④での配置は任意

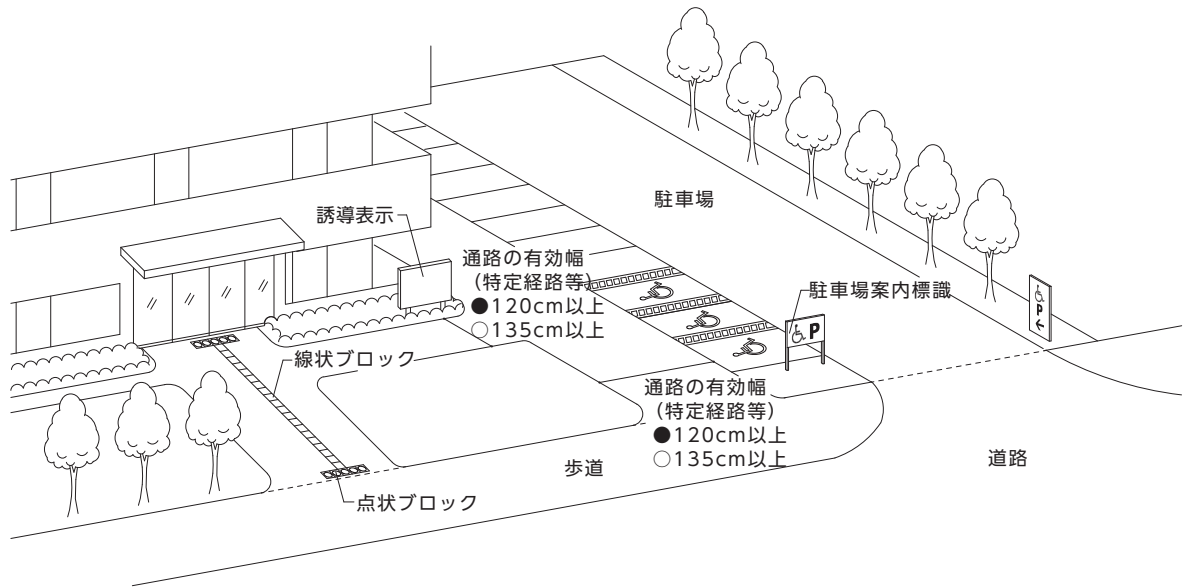
【解説11.3】機械式駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合

	ケース 1	ケース 2
障がい者用駐車区画の設置イメージ	<p>※障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	<p>①90台分の駐車施設のうち、10台分が障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場 ②障がい者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けていない機械式駐車場</p>
駐車施設の総数	$100 + 20 = 120$ 台	$100 + 90 + 80 = 270$ 台
障がい者用駐車区画の必要設置数 (A) ※駐車場での配置は任意	3 以上	$270 \times 1/100 + 2 = 4.7$ (1未満切り上げ) ⇒ 5 以上
障がい者用駐車区画の数 (B)	平面 1 台 + 機械式 20 台 = 21 台	平面 1 台 + 機械式① 10 台 = 11 台

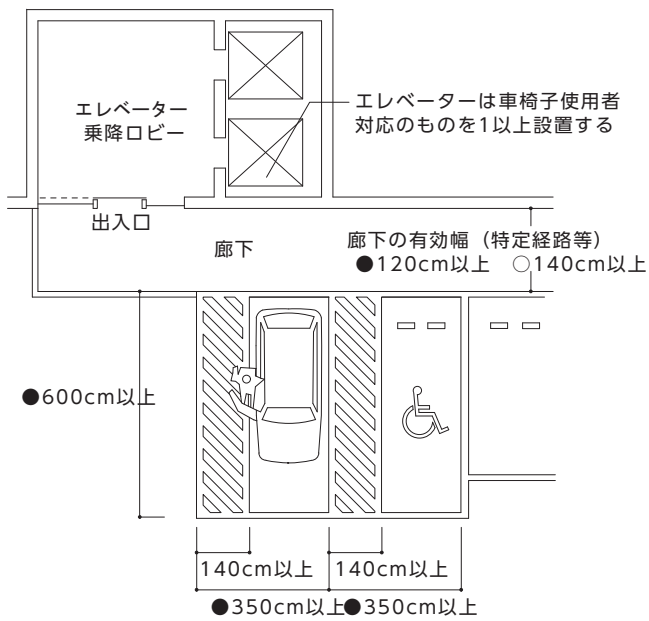
((B)の数が、必要設置数の(A)よりも多いため、基準を満たしている)

《 参 考 図 》

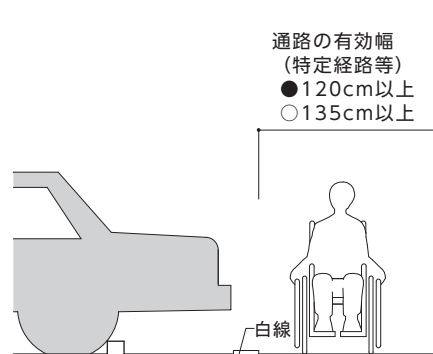
【図11.1】敷地内駐車場の整備例



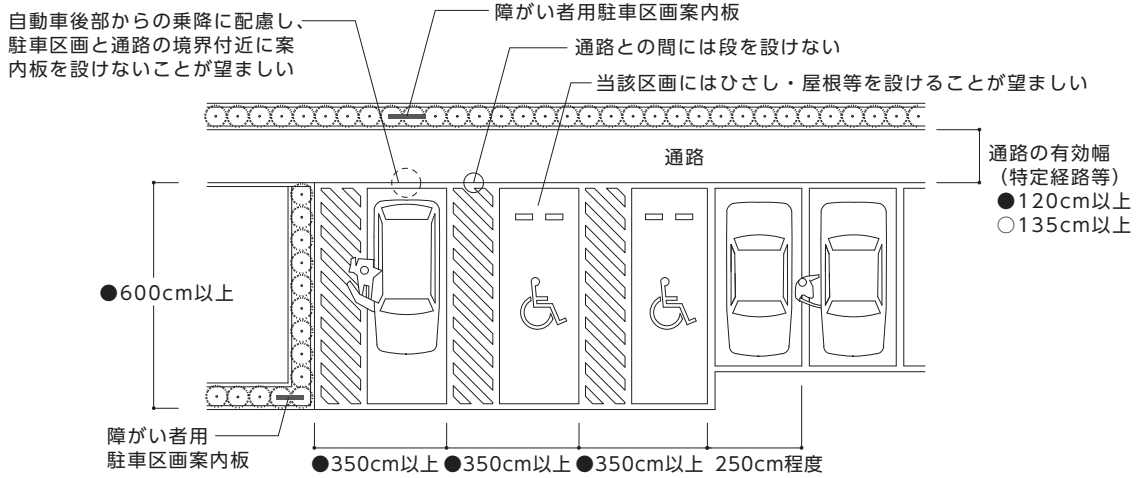
【図11.2】屋内駐車場の整備例



【図11.3】駐車スペース後ろに
通路を設ける場合



【図11.4】 駐車場の整備例

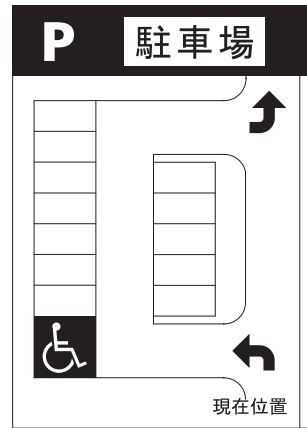


【図11.5】 立札による表示例

(1) 駐車場の進入口の表示例



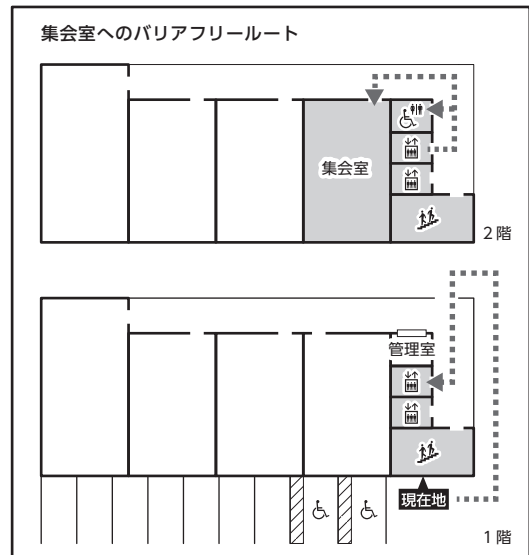
(2) 障がい者用駐車区画への誘導表示例



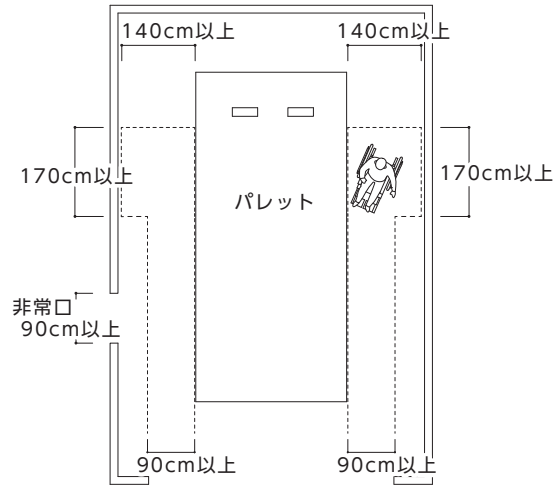
(3) 障がい者用駐車区画である旨の表示例



(4) 障がい者用駐車区画から
利用居室までの誘導表示例



【図11.6】 機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設けた例



機械式駐車場技術基準（主な内容）

- ・ 機械式駐車場に障がい者用駐車区画を設ける場合は、車椅子使用者等が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとする。（人的介助のみを前提としない）
- ・ 人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及び隙間は2cm以下とすること。
- ・ 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・ 自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・ バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・ 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・ その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。